

中小企業総合振興資金融資要領

総 則

第1 目 的

この要領は、中小企業者等に対し、経営基盤の強化及び事業の活性化を促進するために必要な資金の融資の円滑化を図ることにより、本道産業経済の発展に資することを目的とする。

第2 定 義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号の規定に該当するものをいう。
- (2) 中小企業等協同組合等 中小企業信用保険法第2条第1項第3号、第4号、第7号、第8号、第9号、第10号及び第11号の規定に該当するものをいう。
- (3) 中小企業者等 中小企業者及び中小企業等協同組合等をいう。
- (4) 小規模企業者 中小企業信用保険法第2条第3項各号の規定に該当するものをいう。
- (5) 会社 株式会社、有限会社、合資会社、合名会社及び合同会社であって、設立に関する登記が完了したものをいう。
- (6) あっせん機関 商工会議所、商工会、北海道中小企業団体中央会及び（公財）北海道中小企業総合支援センターをいう。
- (7) 取扱金融機関 中小企業信用保険法施行令第1条の3に規定する金融機関であって、道内に本支店を有するもののうち、この融資制度の取扱いに関して道と覚書を取り交わしたものをいう。
- (8) 事業資金 事業活動に必要な設備資金及び運転資金をいう。

第3 資金の種類

中小企業総合振興資金の貸付区分は、次のとおりとする。

資 金 名	貸 付 区 分
ライフステージ対応資金	創業貸付、ステップアップ貸付、事業承継貸付、企業体質強化貸付
経済環境変化対応資金	経営環境変化対応貸付、コロナ克服サポート貸付、防災・減災貸付
一 般 経 営 資 金	一般貸付、小規模企業貸付

第4 融 資 対 象

原則として、次の各号に掲げるすべての要件を満たし、各資金の貸付区分ごとに定める要件に該当するものを融資対象とする。

ただし、各貸付区分ごとに定める融資の目的から、次の各号のいずれかを適用しない場合については、それぞれ当該貸付区分ごとに定めるものとする。

- (1) 道内に事業所を有する中小企業者等であるもの。
- (2) 許認可等を要する事業にあっては、その許認可等を受けているもの。
- (3) 北海道信用保証協会（以下「信用保証協会」という。）の保証対象業種に属する事業を営んでいるもの。
中小企業等協同組合等にあっては、信用保証協会の保証対象業種に属する事業を営んでいるもの又はその構成員の3分の2以上が保証対象業種に属する事業を営んでいるもの。

第5 融 資 条 件

- 1 融資条件については、各資金の貸付区分ごとに定める。
- 2 融資金額については、同一の貸付区分における既往融資残高を含めるものとする。
- 3 融資期間については、一般経営資金「小規模企業貸付」を除き、原則として1年を超えた長期資金として取り扱うものとする。
- 4 融資利率については、ライフステージ対応資金「企業体質強化貸付」を除き、別に定めるところにより、原則として毎年4月及び10月当初に見直しを行うものとし、変動金利による既往融資の利率は、融資利率見直しの日から2か月以内（2か月以内に約定返済が到来しないものについては、融資利率見直しの日以後、直近の約定返済到来時）の取扱金融機関が定める日に既往貸付金に対する金利を変更させるものとする。

る。

なお、変動金利による融資の取扱いは、3年を超える融資期間の融資に限るものとする。

- 5 償還方法については、一般経営資金「小規模企業貸付」の融資期間1年以内の取扱いを除き、原則として割賦弁済とする。

第6 融資の申込み

- 1 融資を受けようとする者は、北海道中小企業総合振興資金融資あっせん申込書（別紙共通第1号様式。以下「あっせん申込書」という。）に各貸付区分ごとに定める書類を添付の上、あっせん機関に申し込むものとする。（以下「あっせん申込み」という。）
- 2 ライフステージ対応資金「企業体質強化貸付」、経済環境変化対応資金「経営環境変化対応貸付（融資対象(3)ア）」、「コロナ克服サポート貸付」、一般経営資金「一般貸付」及び「小規模企業貸付」の融資を受けようとする者は、前項によるもののほか、北海道中小企業総合振興資金融資申込書（別紙共通第2号様式。以下「融資申込書」という。）に各貸付区分ごとに定める書類を添付の上、取扱金融機関又は信用保証協会に融資（保証）を申し込むことができるものとする。（以下「直接申込み」という。）

第7 融資のあっせん

- 1 あっせん機関は、この要領の定めるところにより、適正に融資のあっせんを行うものとする。
- 2 あっせん機関は、融資を受けようとする者に対して、この融資制度が真に企業の事業活動に有効に活用されるよう必要な経営指導等を行った上、取扱金融機関に対する融資のあっせんに努めるものとする。

第8 融資の取扱い

- 1 取扱金融機関は、この要領の定めるところにより、適正かつ効果的に融資を行うものとする。
- 2 取扱金融機関は、この融資制度の融資にあたっては他の一般貸出と区分して取り扱い、歩積・両建などの拘束性預金は行わないものとする。
- 3 この要領の定めるところにより、新規融資を取り扱う金融機関は、取扱金融機関のうち別表1に掲げるものとする。
ただし、この融資制度の運用上、特に必要と認められる場合には、別に定めることができるものとする。
- 4 取扱金融機関は、融資審査上必要と認める場合には、各貸付区分ごとに定める書類以外の資料等の提出を求めることができるものとする。

第9 信用保証の取扱い

- 1 信用保証協会は、この要領に定めるところにより、積極的かつ効果的に信用保証を行うものとし、信用保証の取扱いにあたっては、可能な限り無担保保証の優先的な適用に努めるものとする。
- 2 信用保証協会は、保証審査上必要と認める場合には、各貸付区分ごとに定める書類以外の資料等の提出を求めることができるものとする。
- 3 信用保証を付した場合、この制度の利用者は原則として信用保証料一覧（別表）に掲げる保証料率に応じた保証料を支払うものとする。

第10 資金措置

道は、この融資制度の融資に必要な資金を確保するため、各取扱金融機関の融資の取扱状況に応じて、別に定める運用表に基づき、各金融機関へ資金の預託を行うものとする。

ただし、ライフステージ対応資金「企業体質強化貸付」は、預託を行わないものとする。

第11 道に対する報告

- 1 あっせん機関は、この融資のあっせん状況について、毎月分を翌月の10日までに北海道中小企業総合振興資金融資あっせん状況報告書（別紙共通第3号様式）により、総合振興局又は振興局を経由し（北海道中小企業団体中央会及び（公財）北海道中小企業総合支援センターにあっては直接）、北海道経済部地域経済局中小企業課に報告するものとする。
- 2 取扱金融機関は、この制度融資の融資金額及び融資残高について、毎月分を翌月の15日までに北海道中小企業総合振興資金等融資取扱状況報告書（別紙共通第4号様式）により北海道経済部地域経済局中小企業課に報告するものとする。
- 3 信用保証協会は、この制度融資の保証の取扱いについて、毎月分を翌月15日までに北海道中小企業総合振興資金保証取扱状況報告書（別紙共通第5号様式）により北海道経済部地域経済局中小企業課に報告するものとする。

第12 融資に対する調査等

- 1 道は、この要領を実施するため必要と認めるときは、いつでも取扱金融機関、信用保証協会及び関係企業等に対し、指示をし、帳簿その他の関係書類を調査し、又は報告を求め、若しくは資料の提出を求めることができるものとする。
- 2 道は、この制度の利用者について、関係書類の不実記載、資金使途の虚偽流用等この融資要領に違反する事項があると認めるときは、取扱金融機関などと協議の上、制度融資の取扱いを取り消すことができるものとする。
- 3 道は、この制度の利用者について、融資実行後に関係法令違反などにより社会的信用を著しく損なったものと認めるときは、制度融資の取扱いについて、取扱金融機関などと別途協議することができるものとする。

第13 期中支援

- 1 取扱金融機関は、この制度（新型コロナウイルス感染症対応資金を除く。）の利用者が、中小企業信用保険法第2条第5項第4号（新型コロナウイルス感染症に係るものであって、令和4年10月1日以降に保証申込受付したものに限る。）の規定に基づく「特定中小企業者」又は同法第2条第6項の規定に基づく「特例中小企業者」であることの認定を受けたものであって、信用保証協会から保証承諾を受けた場合は、信用保証協会の定めに基づき、半年に一度、信用保証協会に対して所定の業況報告書を提出するものとする。ただし、「特例中小企業者」であることの認定を受けたものにおいては、経済産業大臣が認める指定期間中であるとき又は保証期間が1年以内であるときはこの限りではない。
- 2 取扱金融機関は、新型コロナウイルス感染症対応資金の利用者であって、据置期間が1年を超える場合は、据置期間中、半年に一度、信用保証協会に対して所定の業況報告書を提出するものとする。なお、経済環境変化対応資金「経営環境変化対応貸付（伴走支援型）」の利用者であって、「伴走支援型特別保証制度」による保証期間が3年を超える場合（条件変更により結果的に3年を超えた場合は除く。）は、同一金融機関に限り、当該報告を不要とできる。
- 3 取扱金融機関が業況報告書を提出しなかった場合は、信用保証協会に対して当該案件に係る代位弁済請求を行う時に、その理由を記載した書面を提出するものとする。

第14 借換え

- 1 既往残高について借換えを行う場合は、ライフステージ対応資金「事業承継貸付」に限り借換えに要する資金を用途とすることができるものとする。
- 2 道制度融資の既往残高について借換えを行う場合は、次の資金に限り借換えに要する資金を用途とすることができるものとする。
 - ・ライフステージ対応資金（企業体質強化貸付）
 - ・経済環境変化対応資金（経営環境変化対応貸付）
 - ・一般経営資金（一般貸付、小規模企業貸付）

取扱細目

1 融資対象について

- (1) 個人事業主が法人成りした場合の事業実績
代表者が同一であり、実質的に同一事業の継続であることが認められる場合は、個人からの事業実績を通算する。
- (2) 本店が道外にあり、支店等が道内にある会社
次に該当する場合は、対象とする。
 - ア 原則として支店等の登記がなされていること。
 - イ 資金使途が、道内の支店等に係る事業資金であること。
- (3) 大企業の子会社
自主独立した運営や資金調達がなされていることが認められる場合は対象とする。
- (4) 主たる事業
複数の業種に属する事業を営んでいる場合は、生産額、売上額等を比較して、いずれか多い方を主たる事業とする。
- (5) 対象業種と対象外業種の兼業
対象業種と対象外業種を兼業している場合は、資金が対象業種に使用されることが明らかなものについてのみ対象とし、経常運転資金など資金が両事業に共用される場合については対象としない。
- (6) 医業を行う事業法人
総則第2の(1)に定める中小企業者のうち、中小企業信用保険法第2条第1項第5号の規定による医業を主たる事業（老人保健施設を含む）とする法人については、医療法人、一般社団法人等（一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人をいう。）、社会福祉法人であって、常時使用する従業員の数が300人以下のものとする。
- (7) 学校教育事業
学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき認可を受けた幼稚園、予備校、専門学校等については、国、地方公共団体、学校法人等が経営するものを除き、対象とする。

2 従業員数について

- (1) 常時使用する従業員
ア 次のいずれかに該当する者を「常時使用する従業員」とする。
 - (ア) 正社員、正職員などの常用従業員（法人の役員及び個人事業主を除く）。
 - (イ) 臨時社員、臨時職員、パートタイマーなどについては、雇用の継続性を問わず、年間就業日数のおおむね2分の1以上の期間雇用している者。 - イ 個人の場合における家族従業員については、有給であっても、それが事業主と生計を一にしている3親等以内の親族であれば常時使用する従業員に含まない。
- (2) 従業員数のとらえ方
従業員数は、本・支店、営業所、工場等における常時使用する従業員の総数とする（中小企業等協同組合等の場合は、組合自体における常時使用する従業員の数とする。）。

3 資金使途について

- (1) 対象としない資金
 - ア 生活資金
 - イ 住宅資金
 - ウ 投資資金
 - エ 教育資金
 - オ その他事業資金として認められないもの
- (2) 住宅併用施設取得の取扱い
住宅部分の取得に要する資金は対象としない。対象部分及び対象外部分の算定については、見積書等により行うものとするが、明確に分離することが難しい場合には、床面積の割合をもって算定する。

(3) 土地取得の取扱い

ア 事業用施設に付随した土地取得の場合は、その施設の規模に対し、適正と認められる敷地面積について対象とする。

この場合、店舗、工場及び事業所の敷地のほか、経営に必要な社宅、運動場等の敷地についても対象とする。

イ 土地のみの取得の場合は、次に該当する場合についてのみ対象とする。

(ア) 用途及び面積が現行事業の実施に必要な範囲内のものであり、かつ、取得後速やかに事業の用に供されることが明らかなもの

(イ) 将来の事業の拡張を予定して取得する場合にあっては、既に設計や事業計画が具体化しており、投機目的の土地取得でないことが明らかなもの

4 資金間の併用について

同一の資金使途（施設、機械又は装置等）に対しては、一般経営資金「一般貸付」を除き、資金及び貸付区分どうしの併用は行わないものとする。

5 融資後の融資条件の変更について

既往貸付金の融資条件の取扱いは次によるものとする。

(1) 融資期間

融資期間の変更については、金融機関、信用保証協会等と協議の上、行うことができるものとする。

(2) 融資利率

ア 原則として償還が完了するまで、固定金利から変動金利、あるいは変動金利から固定金利への変更は行わないものとする。

イ 固定金利については、当初融資した際に適用した融資利率を、原則として償還が完了するまで変動させないものとする。ただし、融資利率を引き下げの場合にあっては、利率引下げ時点における当該貸付区分の最低利率までは引き下げることができるものとする。

6 融資（あっせん）の申込みについて

(1) 融資（あっせん）の申込者

ア 会社の場合は、原則として登記上の本店とする。

イ 資金使途が本店以外の事業所に係るもので、本店以外の事業所からの申込みが妥当と判断される場合は、本店以外の事業所が申込者となることができるものとする。この場合の申込みについては、原則として支配人登記又は取締役会等の決定（議事録の添付）など、本店以外の事業所が資金調達に関する権限を有していることを必要とする。

(2) 融資（あっせん）の申込先

ア あっせん申込み

原則として、申込者の事業所（会社の場合は本店）所在地を管轄する商工会議所又は商工会（以下、「商工会議所等」という。）とするが、資金使途が本店以外の事業所に係るもので、本店以外の事業所所在地を管轄する商工会議所等の融資あっせんが妥当と判断される場合は、本店以外の事業所所在地を管轄する商工会議所等への申込みを認めるものとする。なお、中小企業等協同組合等及びその構成員企業は北海道中小企業団体中央会（本部又は支部）に、（公財）北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用しつつ融資を受けようとする者は、（公財）北海道中小企業総合支援センター（本部又は支部）に申し込むことができるものとする。

イ 直接申込み

(ア) 取扱金融機関については、申込人が借入を希望する取扱金融機関の本店又は支店とする。

(イ) 信用保証協会については、申込人の所在地を担当する本店保証部又は支店とする。

(ウ) 申込みを受けた取扱金融機関又は信用保証協会は、その内容を検討し、融資対象として適当と認められたものについて、融資（保証）を実行するために必要な手続きをとるものとする。

(3) 融資（あっせん）申込書の作成

ア 融資（あっせん）申込書は、申込みの都度、融資を受けようとする資金及び取扱金融機関ごとに作成するものとする。

イ 融資（あっせん）申込書の添付書類は、複数の取扱金融機関に申し込む場合など、同時に複数のあっせん申込みを行う場合には、重複するものを省略することができるものとする。

ウ 融資（あっせん）申込書の添付書類のうち決算書又は確定申告書（以下「決算書等」という。）及び登記簿謄本（登記事項証明書）については、あっせん機関が認める場合は提示でも可とするほか、あっせん機関において日常の経営指導により申込人の経営の実態を把握している場合には、添付を省略することができるものとする。なお、添付書類については、道が定める様式を除き、写しの提出でも可とする。

(4) 融資あっせん

融資あっせんの申込みを受けたあっせん機関は、その内容を検討し、融資対象として適当と認めたものについて、融資を円滑に実行させるため必要に応じ、取扱金融機関及び信用保証協会と事前に協議を行った上で、申込人に対し融資あっせん書を交付するものとする。

7 保証人の徴求について

取扱金融機関並びに信用保証協会の定めるところによる。

(別表 1)

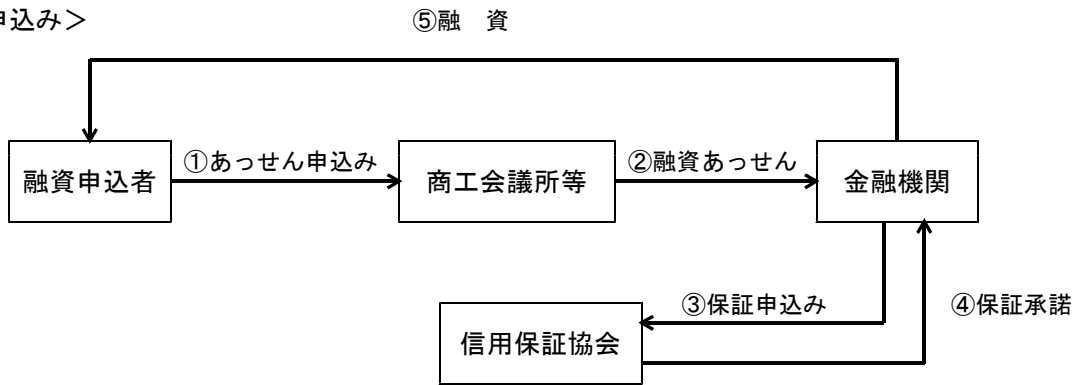
総則第 8-3 に定める金融機関は次のとおりとする。

ただし、道外に本店がある金融機関の融資の取扱いは、道内支店に限るものとする。

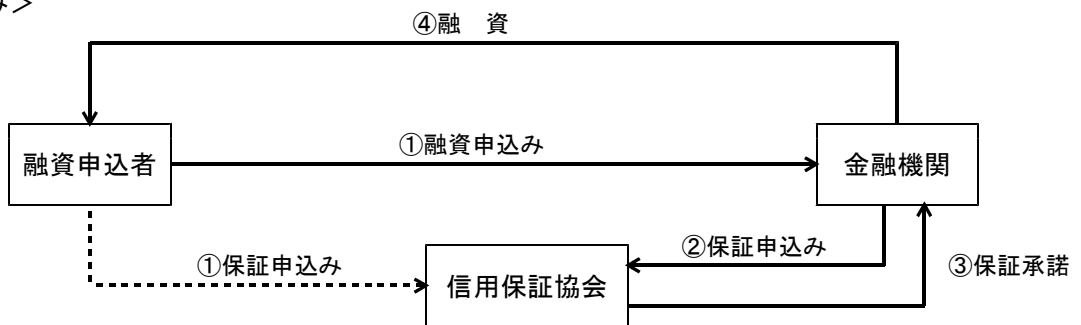
制度上の区分	都市銀行(9)	地方銀行(10)	信用金庫(20)	信用組合(8)
金融機関名	みずほ銀行 三井住友銀行 三菱UFJ銀行 りそな銀行 SBI新生銀行 あおぞら銀行 三井住友信託銀行 みずほ信託銀行 農林中央金庫	北海道銀行 北洋銀行 北陸銀行 みちのく銀行 青森銀行 秋田銀行 七十七銀行 第四北越銀行 商工組合中央金庫 北海道信用農業協同組合連合会	北海道信用金庫 室蘭信用金庫 空知信用金庫 苫小牧信用金庫 北門信用金庫 伊達信用金庫 北空知信用金庫 日高信用金庫 渡島信用金庫 道南うみ街信用金庫 旭川信用金庫 稚内信用金庫 留萌信用金庫 北星信用金庫 帯広信用金庫 釧路信用金庫 大地みらい信用金庫 北見信用金庫 網走信用金庫 遠軽信用金庫	北央信用組合 空知商工信用組合 札幌中央信用組合 釧路信用組合 十勝信用組合 函館商工信用組合 ウリ信用組合 あすか信用組合

中小企業総合振興資金の申込みの流れ

<あっせん申込み>



<直接申込み>



中小企業総合振興資金のしくみ

